

市議会議員の報酬改定パターン

■ 第2回会議における主な意見

【議員報酬の引上げについて】

- ・他市と比べて報酬水準は低い（58位／62市）
- ・市民には議員の活動内容が分かりにくい。
活発に活動する議員と、そうではない議員の報酬が一律で引上げになることに抵抗感がある。
- ・市の財政状況が厳しい中において、市長以下の常勤特別職は据え置き、又は引き下げ、議員のみ報酬を引き上げる理由が必要。
- ・自営業を除き、議員との兼業は困難である。
このため、立候補の際に勤務先を退職し、任期満了の4年後には何の保証もない状況で活動することになる。
- ・報酬の引上げは、なり手不足解消や議員活動のモチベーション向上に繋がる。

【具体的な引上げ額について】

- ・道内における本市の法人所得や個人所得の水準や、市の財政状況を考慮すると、引上げは少額とならざるを得ない。
 - ・複数のパターンを比較検討した結果、人事院勧告における平均改定率1.1%又は部長級の累積率0.39%を適用する引上げが妥当ではないか。
- ※人事院勧告は民間企業の給与水準の調査結果に基づいて出されている。
このため、当該改定率を適用することは、議員報酬に経済・雇用情勢を反映することにもつながり、改定額に一定の根拠を持つ。

市民にも市議会議員の活動が見えるよう、より一層の積極的な議員活動を期待して、引上げとする。

■ 改定パターン

- ・人事院勧告における部長級の累積改定率0.39%、平均改定率1.1%、平均の累積改定率1.7%を適用して算出した（千円未満切り捨て）。
- ・議長の改定額を副議長・議員にも適用し、同額での改定とした（旭川市の過去の改定手法では、議長、副議長、議員は同額の改定としていた。）。
- ・括弧内は、（中核市順位／道内順位）。

	現行	A 0.39%改定 (2千円増額)	B 1.1%改定 (6千円増額)	C 1.7%改定 (1万円増額)
議長	625,000円 (59位／3位)	627,000円 (59位／3位)	631,000円 (58位／2位)	635,000円 (57位／2位)
副議長	555,000円 (59位／3位)	557,000円 (59位／3位)	561,000円 (58位／2位)	565,000円 (58位／2位)
議員	515,000円 (58位／2位)	517,000円 (58位／2位)	521,000円 (58位／2位)	525,000円 (58位／2位)